

——相互諧和、彼此共済、五個人的自覚——勤儉力行、生産資金ノ増殖、生活ノ安定にわたっている。そして、政府は、この五つの要綱を確定するとともに、その実施にあたって、この趣旨を實際に活用するために「民心を機の動くに察し、善導啓発、地方の実情に適應する方策」をとるべきことを強調していた。

民力涵養計画は、米騒動と第一次大戦後の「戦後経営」の方向づけとして、物価騰貴と社会不安が高まるなかで国民生活の充実としてかかげ、それを体系づけ、国民的運動として推し進めようとするものであった（『内務省史』第一巻）。

こうした政府の意向を受けて、神奈川県ではこの年の十月十五・十六日に、自治功労者の表彰をかねて民力涵養大会を開催した。この神奈川県自治功労者表彰民力涵養大会には、中央から元内相一木喜徳郎、内務省地方局長添田敬一郎を招き、県内各方面を代表した来会者は千二百九十六名にのぼっていた。

この大会において、井上孝哉知事は、自治の振興ならびに民力の涵養に関する問題について、さまざま事例を織りまぜながら長時間にわたる演説を行っている。井上の講演は、国家秩序をいかに振興していくかという視点から、まず「自治なるもの」のもつ「非常なる力」についての意味を力説していた。この点について、井上は、「自己の運命を自分の責任で定める」ということが「自治の真髓」であると説き、「自治即ち自己が自己を支配すると言ふことは偉大なる力を持つて居るものである」として、同時に世の中の進歩発達と言ふ事も此の力を除いて他に期待することは出来ない」と述べていた。こうして、世界各国がともに「非常なる焦熱の火中」におちいり、「苦心惨憺」「臥薪嘗胆」の状態にあるなかで、日本国家が「優勝の地位」を持続しようとするならば、「挙国一致即ち国土の一畝を遺さず国民の一員を剩さず大に発奮努力しなければならないこと」を強調していた。また知事は、労働問題が必然的にひきおこされてくる状況、物価が暴騰してくる社会状態の推移のなかで、資本家にはその利潤を「公益」のために還元すること、労働者には「節利と規律」を要求し、それぞれの「自分の利益」のた

民力涵養
実行要目

そこで、この大会において、「民力涵養実行要目」に関する協議会を開いた。この協議会は、横浜市長久保田政周を座長にして、民力涵養の訓令要綱の各種の事項を広範囲にわたり網羅している「実行要目」案の趣旨を徹底せしめるために、「土地土地ノ情況」に応じて取捨選択する余地を残してあるその「要目」を討議することを狙いとしていた。まず県内務部長大島直道がいま述べた趣旨にたつて民力涵養実行要目を提示した。この実行要目は誰にでも解るようにこと細かく具体的に列挙してある（資料編 11近代・現代(1)三〇）。そして、内務部長の発言に基づいて、議事は、「要目」にもられていくことがらをめぐつての質疑応答からはじまった。そして、一、二の質問と応答があつて、橋樹郡大綱村村長飯田助夫の発言と橋樹郡長の説明により、県作成の「実行要目」をめぐつて各町村自治体が自由に検討し、県の調査資料に基づいてそれぞれ適切な加味選択を行い、町村本位の「実行要目」を設定することを満場一致で可決していった。両者の発言の一節を掲げると次のとおりである（資料編 11近代・現代(1)三〇）。

大綱村村長 此実行要目ヲ此場合討議致シマスと言フコトハ、中々重大問題デアリマシテ、慎重審議ノ下ニソレヲ決メナケレバナラスノデ、所謂準備ナクシテ其事ニ臨ムト言フコトハ頗ル危険ナコトデ、之ガ適切ノ成案ハ得ラレマイト考ヘル、……：自分ノ意見ト致シマシテハ、市町村ヲ単位ト致シマシテ、是等ノ市町村ガ其実行等ニ付キマシテ、茲ニ其調査資料ガアリマス、此調査資料ノ中ニモ各町村ノ事情等ヲ異ニシテ居ル場合モアリマスガ、悉ク之ヲ実行スルト言フコトニハ参リマスマイデアラウト思フノデアリマス、仍テ各市町村ガ此意見ヲ纏メマシテ、之ヲ各市郡ニ提出シテ、サウシテ之ヲ市郡カラ司會者ノ方ヘ発表サレルヤウニ煩ハシタイノデアリマス

橋樹郡長 一応申上ゲマス、此実行要目普及ト言フコトハ、僅カノ時間デ出来マスレバ結構デゴザイマスガ、事柄ガ多岐ニ涉ツテ居リマス、又斯ク県下ノ御集リノ各地方ノ情況ニ当嵌メマスコトハ、所謂農村ニシテモ自カラ農村ト致シマシテ天ノ地勢、古来ノ慣習、職業ノ異同、諸種ノ点ニ於キマシテ一律ニ之ヲ律スルト言フコトハ少シク無理ノ点ガアリハセヌカト氣遣フノデアリマス、夫故ニ此示サレテゴザイマスル調査資料ノ中ノ適切ノ事項ヲ、各町村ノ実行要目ニ取捨シテ、又町村ニ銘々適切ノ事項ヲ尚ホ加味シテ、町村限リデ実行要目ヲ決メルト言フコトニ致シタイト言フ私ハ希望デアリマス

この二人の発言のなかには、民力涵養運動を地方や地域でどのように受けとめ推進したらよいかという積極的な態度がよくあらわれている。そして、それぞれの町村で「実行要目」を設けることの時期に関しては、橘樹郡長の「今月一杯」という提案を受けて「カメテ早く」ということで決定した。この運動を効果的に普及させるためにそれぞれの地域の条件におうじてその方法を考案すべきであるという考えかたは、内相の訓示などにも示されていた。しかも、地方自治体の指導者がその趣旨を受けとめ、協議会で確認したように、細目は「自治体ノ自由」にまかせるといふ方法を取り、上から画一的に強制力をとる運動を拒否していた。その主張にみえるように、自発的・自主的に町村単位で「実行要目」をたてて適切な運動方法をあみだそうとするのは、「到底町村協力シテアルニアラザレバ、常ニ強制致シマシテモ画餅ニ属」する（橘樹郡長）という考えかたに基づいていた。この協議の結果、民力涵養運動の「実行要目」は各町村単位で適切なる方策をとることとなった。その後県当局は十一月四日に、「民力涵養通牒」として次のような事項を各都市に通牒したのであった。「一 各都市主催として協議会を開催すること、二 各町村毎或は便宜数ヶ町村聯合して開催し或は数種の合同と併せて開催するも妨げなし、三 期日場所方法等は適当に選定せられたし」（『横浜貿易新報』大正八年十一月五日付）。こうして一九一九年の末から二〇〇年にかけて民力涵養運動は地域におろされて推し進められることとなった。

二 民力涵養実施の事情

村の実行要目

では、この運動は具体的にどう進められていったであろうか。いまその動きについて、橘樹郡大綱村の場合をとりあげてみることにする。

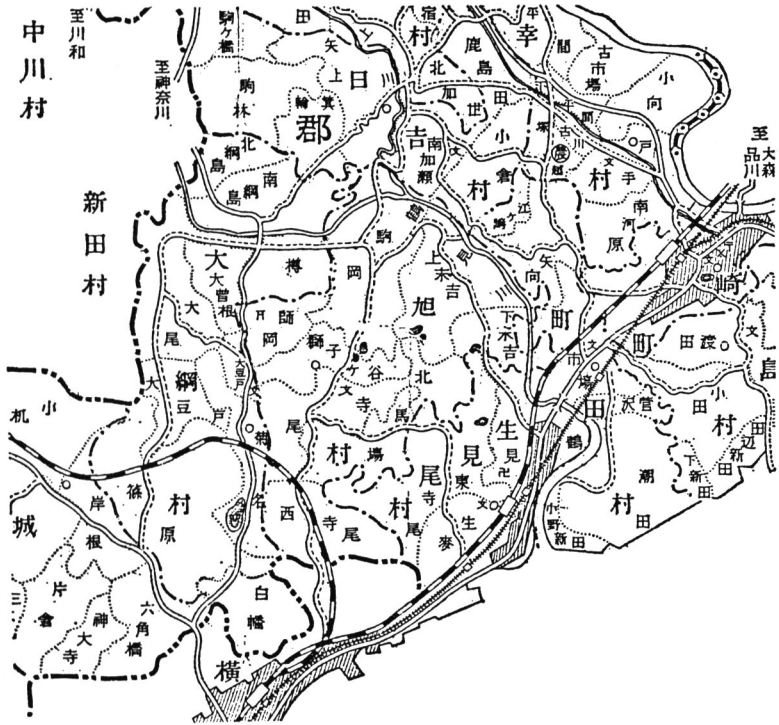
大綱村は一九二〇（大正九）年三月一日に村主催の「地方改良民力涵養通俗講演会」を開催して民力涵養の普及をはかる企画をたてた。当初、この会の講演予定者は、内野台領（東京高等師範学校講師）、上野清助（県会議長、岩崎治郎吉（前県議員）、松坂秀天（宝泉寺住職）、斉藤賢義（本慶寺住職）、飯田干城（海軍少佐）の六名であり、「本村出身者知名」の者を中心とするものであった。しかし村からの正式依頼が、講演会開催日より一週間前の二月二十四日でさし止まったところであったせいか、病气や先約やらでほとんど出席をうることができず、どうやら、この日は他のスケジュールで会をもつこととなった。

大綱村長飯田助夫による『大正九年自一月至六月地方改良民力涵養関係書類』によると、そのスケジュールは次のようなものであった。

- 一 一同着席 二 開会ノ辞 三 戊申詔書奉読 四 地方改良、民力涵養ニ就テ（大綱村長） 五 民力涵養実行要目協議会 六 農産増収并ニ節米ニ就テ（郡農会長） 七 補習教育奨励ニ就テ（大綱尋常高等小学校長） 八 余興（前後二回薩摩琵琶）

当日の村民の出席者は約三百二十名、約二、三戸に一名の割合の出席率であり、なかなかの盛況であった。村長の民力涵養運動の意味についての説明や、農産物の増収、節米および補習教育の奨励にかんする講演が、民風作興、民力涵養の趣旨についての理論面からの村民教化であるとするならば、余興の琵琶は、村民の感覚に訴えての教化であったといえよう。「記事」はこう記録している。「余興ノ琵琶ハ本村出身者錦心流琵琶教授吉田葦水先生ノ常陸丸、川中島ノ彈奏アリ、其ノ巧妙ナル発音ト彈法トニ一同ヲシテ心酔セシメタリ」と。村民を運動にひきつけるひとつの手段としてかなりの効果があったといえよう。

ところでこの村の民力涵養の「実行要目」を決定するための協議も、さきに示したスケジュールにあるとおり、この大会で



橘樹郡大綱村と付近の村むら

『大正4年橘樹郡統計一覽』から

行われていた。すなわち、村長の父親である村農会
長飯田助大夫を座長にすえて、出席者全員に協議案
を配付し、議案要綱を小学校長が説明し、一、二の
字句の修、補正を行って決定したのである。その
「実行要目」とは以下のとおりである(資料編 11近
代・現代(1)三六)。

大綱村民力涵養実行要目

訓令第一要綱

立国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ発揚シテ健全ナル

国家観念ヲ養成スルコト

実行要目

- 一 毎朝祖先ノ靈位ヲ参拝スルコト
- 一 村社ノ祭式及村主催ノ追悼会ニハ小学校児童、在郷
軍人分会員、青年団員参拝スルコト
- 一 社寺ノ構外ヲ通行スル際ハ叩頭シテ敬意ヲ表スル
コト
- 一 三大節及ビ其ノ他ノ祝祭日ニハ各戸国旗ヲ掲揚ス
ルコト
- 一 高貴ノ御肖像ニ対シテハ之カ取扱ヲ鄭重ニスルコ

ト（この項目後日追加——筆者注）

訓令第二要綱

立憲ノ思想ヲ明瞭ニシテ自治ノ觀念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犠牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト

実行要目

- 一 部落的感情ヲ去リ公共ノ福祉ヲ図ルコト
- 一 納稅義務ヲ怠リ又ハ納期ヲ誤ラザルコト
- 一 言責ヲ重ンジ実践躬行ノ美風ヲ涵養スルコト

訓令第三要綱

世界ノ大勢ニ順応シテ銳意日新ノ修養ヲ積マシムルコト

実行要目

- 一 優良ナル書籍雜誌ヲ購読シテ日新ノ智識ヲ修ムルコト
- 一 補習教育ヲ奨励スルコト

訓令第四要綱

相互諧和シテ彼此共濟ノ実ヲ挙げ輕進妄作ノ憾ナカラシムルコト

実行要目

- 一 隣保相助ケ組内ノ改善發達ヲ図ルコト

訓令第五要綱

勤儉力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト

実行要目

- 一 農産増収ヲ図ルコト
- 一 時間ヲ励行スルコト

- 一 冠婚葬祭ニ際シ冗費ヲ節シ地方改良費ニ寄付スルコト
- 一 奢侈ヲ戒メ質実ヲ旨トスルコト
- 一 混食米ヲ奨励スルコト
- 一 貯金ノ励行ヲ期スルコト
- 一 道路ヲ愛護スルコト

ここには、村の民力涵養運動の進め方の具体的な姿がよく示されている。とりわけ、「実行要目」は町村での運動の実態を知る有力な手がかりとなる。しかも、ここに掲げられていることがらは、県の「民力涵養実行要目」の基本線と深く関係し、かつその要目を具体化している向きが非常に強い。

村民参加 もっとも、大綱村の場合、前年の秋、県主催の民力涵養大会の協議会において、町村単位の「実行要目」を自発的・自主的に設定することを提唱した飯田助夫を村長としていただけに、ことのほか運動を進めるのには熱心であったようだ。実際、三月十七日にも、この村では民力涵養講演会を開催し、松本教正「自己を知れ」、椿教正「唯此一途アルノミ」、内海文学士「民力涵養三根本義」、飯田助大夫「薩米混食ニ就テ」という講話が行われていた。ここで講演会での論点にのぼっていることがらをかいつまんで整理してみると、西欧の個人主義を排斥し、国民としての義務を強調して、犠牲の精神を尊び、個人の利害を越えての自覚と大和魂の涵養をうながしながら、いまや五大強国のひとつとなった日本を、国際環境のなかで位置づけなければならないということに集約されていた。その共通した考え方は、西欧のデモクラシーの思想を防止しながら、日本の伝統的な国家意識を町村から盛り上げていこうとした点にある。

もとより地方や地域における民力涵養運動が大綱村のようなところでの限定された動きであるならば、この運動を一般化する



菊名の妙蓮寺

県史編集室蔵

ることは困難であるかも知れない。しかし、この運動が広範囲にわたって進められていることを考慮すると、民力涵養計画は、諸列強との対抗と国内のデモクラシー状況への対決の意味をこめた政策として大きな役割を果していたとみてよい。

したがって民力涵養運動は、さまざまな機会をとらえて種々のかたちをもってくりひろげられていった。たとえば大綱村では四月八日の積尊降誕祭の日、菊名の妙蓮寺で「日清・日露戦死病没者追悼会」を挙行し、あわせて陸軍士官学校教官と教談師を講師に迎えて通俗講演会を開催していた。この追悼会が民力涵養運動のひとつとして村の指導者層に強く意識されていることは、飯田村長の当日の追悼文をみてもよくわかる。その文章のなかで村長は、日清・日露戦争は「我国ノ所謂大和魂ナルモノヲ世界史ノ上ニ特筆セシメタル戦争」であることを強調し、その戦争に殉じた人びとの大和魂を顕彰しつつ、今日の社会の実情がいかに墮落したものであるかを対比していた。

今や社会ハ欧州戦乱ノ影響ヲ受ケ政治、経済、教育等ノ各方面ニ亘リ非常ノ大変化ヲ齎ラシ、殊ニ欧米ニ於ケル思想上ノ変化ハ我国ニ侵入シ来リ事ニ當ツテ真摯、忠実ヲ欠クノ風アリ、就中近時頻々トシテ起ル怠業沙汰ノ如キハ洵ニ我

大和魂ニ対スル怨敵ナリ

この一文に追悼会のもつ意義を集約的にとらえることができよう。

なおこの村における民力涵養に関する意欲的・組織的な諸運動の精神と方法は、大綱村青年会の「大正九年度実行要目案」(第二支部)、「予算表」(第一支部)、あるいは「壮丁学力補習会」に関する諸資料をみても、またたとえば第二支部の「実行要目案」に「補習教育ノ奨励ニツキテハ尙一層ノ努力ヲナスコト」というようなことをはじめ農産物の栽培方法についての努力目標あるいは組織の引締め等々を検討してみてもあきらかなように、かたちを変えて村域に浸透していた。

三 民力涵養運動の実績

民力涵養 民力涵養運動が広範に進められていった一例をあげておこう。神奈川県下愛甲郡では、一九二〇(大正九)年三協議会 月十日に七百名の参加者のもとに郡教育会、青年団、神職支部会連合総会、地方改良功績者表彰式、地主会米麦

品評会褒賞授与式を行い、民力涵養実行要目を協定し、運動へのとりくみの態度を表明していた。その「実行要目」の基本線は「一 自治民育策に関する各種講話会講習会を開き又は先進地方の視察を行ふ事、一 大正七年十二月郡令第四号の精神に基き男女補習教育の完備を期する事、一 産業組合、農事実行組合、養蚕組合、商工業に関する同業組合の普及発達を図る事」で、これらは全会一致で可決されていた。

「民力涵養大会」盛なりし愛甲郡の諸総会」と新聞の見出しに使われるほどに、地方改良、民力涵養をめぐるこのような反応のなかに、運動が経済活動を基礎にすえ、経済的な混乱を解決しようとする努力のうえに立って、人びとの統合をはかって

第7表 1920年地方改良民力涵養講習会の時間割とテーマ

	9時—10時	10時—11時	11時—12時	13時—14時	14時—15時	15時—16時
6月14日	知事訓示	二条囑託	(自治下国民 修養)	地方課長	(地方事務ノ 整理)	
6月15日	熊坂囑託	(民力涵養)		衛生課長	(伝染病予 防ニ就テ)	
6月16日	社会課長	(社会事業 一班)	会計課長(地 方財務)	二条囑託 (前出)	懇談会	懇談会
6月17日	農務課長	(穀物検査 ニ就キテ)	地方課長(地 方事務ノ整理)	会計課長	(前出)	協議会
6月18日	社会課長	(前出)	修了式		市内視察	

『大正9年6月地方改良民力涵養関係書類』から作成

いくという傾向をとらえることができる。このことは、地域の経済諸団体を中心として産業振興をはかりながら、村落とか村の組織化を促進し、「思想ノ悪化及風俗ノ頹廢」を克服するために、民衆の教化を強めていくという地域社会の再編成の方向づけともなっていた。そして「健全なる思想」の涵養とか「富力」の増進をそれぞれ地域の条件に基づいて推し進めることこそが、民衆の「国家観念」の養成、「自治精神」の陶冶につらなり、国家を下から支えていく道につながっていくのである。

こうしたなかで、前年の県が首頭をとった民力涵養計画の「実行要目」の協議や、あるいは、郡市、町村の運動の盛り上がり過程をへて、一九二〇年六月中旬には、県においても地方改良・民力涵養講習会を行っていた。参考までにそのスケジュールを掲げると第七表のようになる。

この講習会は県下の郡市町村からの代表者(郡市では書記、町村では町村長あるいは助役ないしは書記)を対象として行われたものであり、したがってこれは指導者講習という性格が強かった。いまここでは講習会については「民力涵養」のテーマについてだけとりあつかうことにする。その講義は以下のような項目で行われていた。

民力涵養

一 民力涵養上我国民ノ反省スベキ諸点

- 1 各国富力ノ比較
- 2 労働能率減退
- 3 発明発見ノ能力
- 4 体力
- 5 国家的奉仕
- 6

世界文化ニ対スル貢獻 7 情操ヨリモ理性的 8 他動的ヨリモ自動的

二 国民自覚ノ事例

1 戦争中ノ發明発見 2 最近実業ノ發達

三 民力涵養訓令ノ五大大綱

1 訓令第一要綱(国家的自覚―立国ノ大義、国体ノ精華、健全ナル国家觀念) 2 訓令第二要綱(統治的協力―立憲ノ思想、自治ノ觀念、精神的協力―公共心ノ涵養、犠牲的精神) 3 訓令第三要綱(世界的自覚―世界ノ大勢、日新ノ修養) 4 訓令第四要綱(社会的協力―相互諧和、彼此共済) 5 訓令第五要綱(個人的自覚―勤儉力行、生産資金ノ増殖、生活ノ安定)

四 実行要目(覚醒改善ノ標的)

1 郡制定ノ実行要目 2 市町村制定ノ実行要目 3 各種団体ノ実行要目

五 要目ノ勵行ニ就キテ

1 申合規約 2 戸主会、自治協會等ノ実行団体 3 小学校、補習学校、在郷軍人分会等ノ団体 4 郡市町村当局ノ指導 5 他府県ノ事例

この講義内容の項目をみてもあきらかなように、民力涵養運動を進める意味づけや根拠づけと地域で計画をどのように実現していくか、その具体化の方策をめぐってキメ細かな指導が行われていた。

民力涵養計画
の特徴と実績

とりわけ注目しなければならないのは、訓令の要綱にも明示されていることがらであるが、民力涵養運動を先進諸列強の国家状態と日本の現状とから比較するという視角に立っていたことである。その狙いは、國際

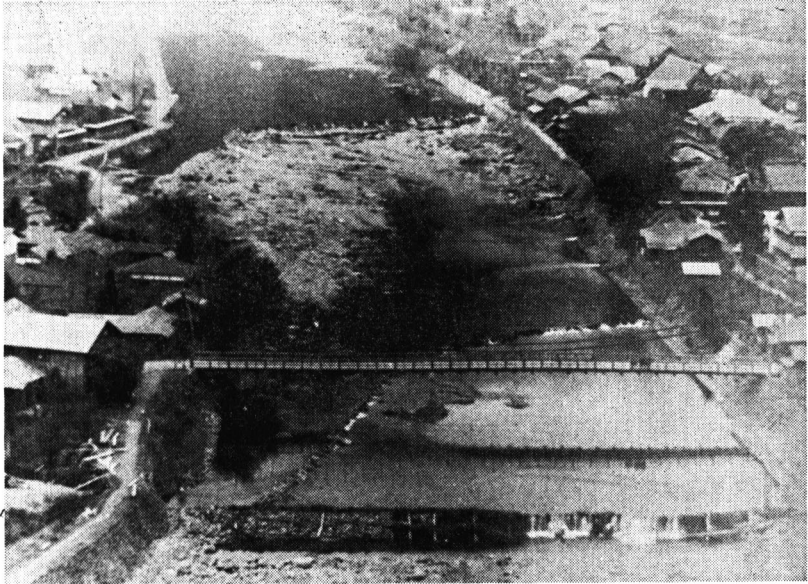
的視野のもとで、日本国家の發達をはかるその基礎固めの理論的裏づけを確定しようとしたものである。それは二条嘱託の「自治ト国民修養」の項目――一 進ムベキ道(1 混沌タル思想界 2 何レニ向フカ) 二 何ヲ以テ進ムヤ(1 国民ノ質ノ改善 2 公民教育) 三 前途ノ障害ヲ除ケ、付欧米ノ実例――における説明をみてもあきらかたで、イギリス、ドイツ、アメリカ

合衆国などの民力、自然的風土と日本のそれとの比較がふんだんに行われ、またマルクス主義、ソビエト・ロシアの過激派の動きなどにもふれながら、日本の美風をいかに活かすべきかということに焦点がおかれていた。そしてこのような情況認識のもとで地方財政をたてなおす基礎知識を培養しながら地方制度の運用を円滑にするための実践方法をあみだし、民力の向上と民風を作興しようとしたのである。

しかも、この講習の協議会で「民力涵養実行要目」を励行するにあたって、「各地方其状況ヲ異ニスルガ故ニ一様ナル方案ニヨリテ之レカ励行ヲ期スルコト能ハザルベキモ大体ニ共通スベキ方案ヲ」求めるよう説明していたことは、運動の地域における特殊性を認めつつも、またそれを包括する普遍的な内容と方法を確立しようとすることを示すものであった。その意味で個別的に地方や地域の運動の連携を密にしながら、統一化の方向を地域から自主的にさぐりだそうとする動きがでていたことは特筆しておいてよい。

では協議会のテーマである「民力涵養実行要目励行方案」はどのようなにもられていたか。いまそれを見ると、「各都市役所町村役場ニ主任者ヲ置キ学事、勸業等ニ直接関係アル要目ニ対シテハ郡市町村ニ於ケル是等事務担当者ト協力シテ適當ニ指導督励スルヲ良策ナリトスベキモ大様左ノ方案ニ依リテ励行ヲ期スルヲ可ナリト認ム」と前置きし、次の七項目をあげていた。

- 一 各地方ニ適當ナル実行機関ヲ設クルコト
- 二 実行機関トシテハ戸主会、実行組合会等ヲ特設シ或ハ各地方既設ノ戸主会、地方改良会、在郷軍人分会、青年団、婦人会等ノ諸団体ヲ利用スルコト
- 三 前項各種団体ノ代表者ヲ以テ組合長トナシ郡市町村ニ於テ組合長会ヲ開クコト
- 四 実行機関ニ於テハ実行規約申合規約等ヲ定ムルコト
- 五 小学校補習学校生徒、処女会員等ニ対シテモ講話其他ノ方法ニヨリテ趣旨ノ徹底ヲ計リ励行ヲ期セシムルコト



1916年ごろの愛甲郡半原の日向橋付近

鎌田正芳氏蔵

六 成ルベク各地方ニ於テ実行指導員ヲ置クコト

七 実行機関ニアリテハ台帳ノ備付ケ其実施事項、実施成績、其他必

要ナル事項ヲ記入整理スルコト

要するに民力涵養運動の地域における組織化・集団化の促進である。このように、地方・地域の特殊条件を配慮して、これまで運動を進めてきたそれぞれの経験の交流を密にしながら組織だて、そして中央への集中化をうながした民力涵養運動は、第一次大戦後の日本の経済的危機、社会的・思想的混乱を防止するため策定した計画であったことは事実である。しかし、この民力涵養運動はデモクラシーの諸潮流がかもしだす社会情勢と対抗し下から民衆を動員していく強力な運動組織として位置づけられていたことも否定できない。しかもこの運動が地域にかなりの根をおろし、定着しつつあった。

第8表 神奈川県下郡市町村其他別主催民力涵養講演会実績(1919年4月~1924年3月)

	開 会 度 数					
	郡	市	町	村	そ の 他	計
横 浜 市	12		0		0	12
横須賀市	0		0		3	3
久良岐郡	9 (1)			(2)	15 (7)	24 (10)
橘 樹 //	1		11 (2)		9 (1)	21 (3)
都 筑 //	12		23 (11)		28 (7)	63 (18)
三 浦 //	15 (12)		54 (5)		105 (6)	174 (23)
鎌 倉 //	5		50 (5)		87 (5)	142 (10)
高 座 //	112 (86)		253 (70)		0	365 (156)
中 //	12 (2)		53 (1)		84 (4)	149 (7)
足柄上 //	14 (16)		56 (18)		164 (14)	234 (48)
足柄下 //	1		26		14 (5)	41 (5)
愛 甲 //	37		6 (3)		11 (3)	54 (6)
津久井 //	7		8 (1)		1 (5)	16 (6)
計	237 (117)		540 (118)		521 (57)	1,298 (292)
	参 加 人 員					
	郡	市	町	村	そ の 他	計
横 浜 市	9,300		0		0	9,300
横須賀市	0		0		1,300	1,300
久良岐郡	1,530 (500)			(700)	1,200 (1,200)	2,730 (2,400)
橘 樹 //	1,200		2,610 (1,400)		1,480 (800)	5,290 (2,200)
都 筑 //	4,510		8,225 (7,410)		4,610 (2,250)	17,345 (9,660)
三 浦 //	3,034 (12,920)		22,945 (6,238)		22,220 (5,125)	48,199 (24,283)
鎌 倉 //	2,620		11,258 (3,950)		15,885 (4,150)	29,763 (8,100)
高 座 //	102,900 (60,750)		190,000 (97,300)		0	292,900 (158,050)
中 //	5,689 (4,000)		9,920 (500)		11,562 (3,050)	27,171 (7,550)
足柄上 //	5,560 (16,000)		12,780 (18,500)		28,700 (14,000)	47,040 (48,500)
足柄下 //	125		3,771 (300)		3,150 (1,500)	7,046 (1,800)
愛 甲 //	27,750		2,980 (3,400)		4,920 (1,350)	35,650 (4,750)
津久井 //	1,438		915 (300)		300 (5,650)	2,653 (5,950)
計	165,656 (94,170)		265,404 (139,998)		95,327 (39,075)	526,387 (273,243)

- 1) 神奈川県社会課『民力涵養運動ノ概況』(1925年) から作成
- 2) 1919年より24年までの5か年間の数字をまとめて再構成した
- 3) 表中()内の数字は活動写真会の開催数とその参加人員を示している
- 4) 原典資料の数字において若干の誤謬があるが、これは推計によって修正した